

令和5年度

長崎市地域防災計画・水防計画の主な修正点

長崎市地域防災計画等の主な修正点

- 1 国防災基本計画及び長崎県地域防災計画の変更を踏まえた修正
- 2 市及び関係機関による修正

1 (1) デジタル技術の活用促進に係る変更

概要

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討する旨を追加。

被災者台帳とは

災害時の被災者の個人情報や被災情報が記載されたもの

- 罹災証明書の迅速な発行につながり、様々な支援策に活用される
マイナンバーの活用により、被災者や関係職員の負担軽減が期待される
(例)市営住宅・仮設住宅への入居、市税の減免、見舞金の給付、
事業者への貸し付けなど

対応等

被災者台帳の作成から罹災証明書の発行などを一元化した、被災者支援に係るシステムの導入検討など、デジタル技術の活用について庁内関係課で調整を行う。



1 (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う変更

概要

昭和41年 長崎市では、宅地造成等規制法（許可制）に基づく規制区域を指定し、宅地の安全性を一定確保してきた

令和3年 静岡県熱海市で土石流災害が発生、国は令和4年に宅地造成等規制法を抜本的に改正し、スキマなく規制

※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称、盛土規制法）に改正、R5.5施行



対応

盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、平地部や森林、農地を含め広く規制区域に指定し、当該規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とする。（R7.5指定予定）

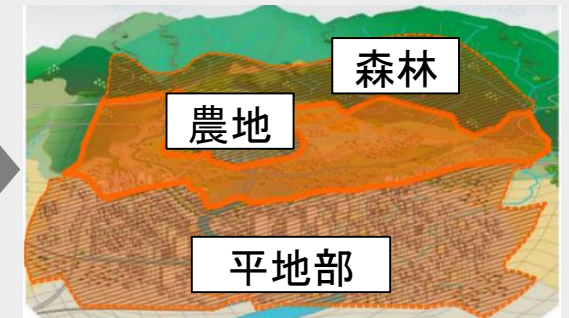
規制対象

宅地の盛土・切土



規制面積が
拡大

土地（森林・農地を含む）の
盛土・切土（市全域）



1 (3) 安否不明者の氏名等公表基準の策定に伴う変更

概要

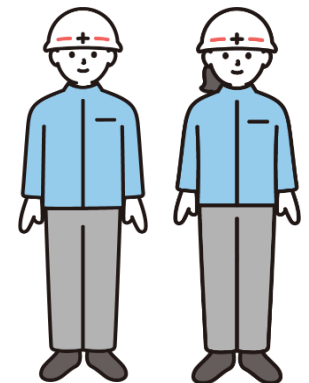
令和5年8月に、長崎県の災害時の死者・安否不明者の氏名等に係る公表基準が策定されたことに伴い、公表情報を基にした、迅速かつ効率的な救出・救助活動の実施について追加

公表基準のポイント

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。
但し、住民基本台帳の閲覧制限等がある場合には、非公表とする。

対応

県の公表基準に基づき、必要な情報の共有に努めるとともに、公表された安否不明者等の氏名や住所等の情報を活用し、警察等と連携して迅速かつ効率的な救出・救助活動等を行う。



長崎市地域防災計画の主な修正点

- 1 国防災基本計画及び長崎県地域防災計画の変更を踏まえた修正
- 2 市及び関係機関による修正

2 (1) 特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)に係る 事故・災害等対策計画の追加

掲載の考え方

- 特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)における安全性の確保については、感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)を根拠とし、国及び施設責任者が実施すべき対応等が定められている。
 - 一方、災害対策基本法の解釈として、特定の事象に対し、災害対策基本法が規定する警報の伝達、避難の指示などの応急対策等が有効と考えられる場合は、同法を根拠として応急対策等を実施するとの考え方が示されている。
- BSL-4施設に係る事故・災害等の対応に万全を期すため、地域防災計画に掲載することとしたい。

計画の概要

1 予防対策

- (1) 長崎大学：感染症法に基づく施設運用、報告・連絡体制の構築、地域住民への情報提供、訓練の実施等
- (2) 市・関係機関：報告・連絡体制の構築、長崎大学への要請・協力、各種訓練の実施

2 応急対策

- (1) 長崎大学：対策本部等による適切な対応、市等への情報伝達、地域住民等への情報提供
- (2) 市・関係機関：体制の確立、各種応急対策の実施、長崎大学への要請・協力、市民等への情報発信

掲載の時期

- 長崎大学BSL-4施設が特定一種病原体等を所持するには、厚生労働大臣の指定を要する。
- 当該指定の日から、本計画を地域防災計画に掲載する取扱いとしたい。

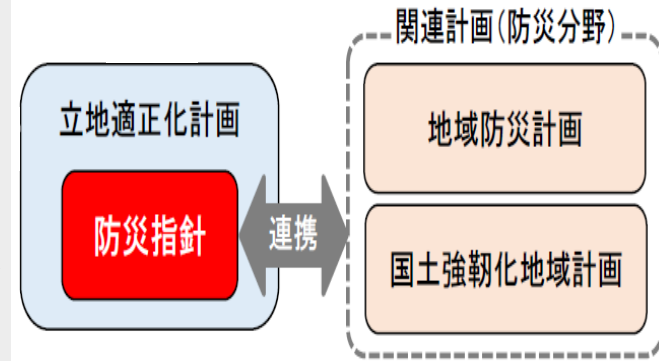
2 (2) 長崎市立地適正化計画(防災指針)の策定に伴う変更

概要

長崎市立地適正化計画の防災指針策定に伴い、都市防災計画の内容を整理

立地適正化計画

安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくりを実現するため、医療、商業、福祉などの都市機能のうち、全市民が利用する高次な都市機能を集積する都市機能誘導区域や、安全安心で利便性の高い場所に居住を誘導する居住誘導区域を定めるとともに、誘導施策を位置づけるもの。



防災指針

都市の防災機能を確保するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域内にある災害リスクに計画的かつ着実に対処していくための防災・減災対策を記載するもの。



2 (3) 地震・津波災害に関する記載内容の追加

概要

能登半島地震を踏まえ、地震・津波災害に関する情報や予防対策・応急対策等について追加等を行う

主な修正箇所

- ア 孤立地域対策に関する内容の追加 【基本計画編:P8】
孤立地域が発生した場合に備え、防災拠点となる港湾の整備をはじめ、関係機関や民間事業者と連携し、車両や船舶、ヘリコプター等による陸・海・空の複数の物資輸送ルートの体制の確立に努める。
- イ 地震や津波の発生に関する情報の追加 【基本計画編:P121~127】
緊急地震速報の発表条件や伝達方法、発表時に取るべき行動の具体例などを記載し、普及啓発を推進する。その他、地震発生時に発表される情報の種類や内容について記載。
- ウ 緊急輸送道路の避難路としての活用 【基本計画編:P10】
災害時に確保すべき防災拠点(行政機関・災害医療拠点・指定公共機関・物資集積拠点等)を相互に連絡する「緊急輸送道路」に指定されている道路を、市民等が避難する際の避難路に指定し、周知に努める。

2 (4) 災害時連携協定の締結に伴う修正

概要

本市が締結している災害時連携協定を資料編に追加



追加する協定

ア 公共土木施設の応急復旧対策 資料編
P84～90

協定名	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書
相手方	一般社団法人長崎県建設業協会長崎支部
内容	公共土木施設の被災状況に関する情報提供及び緊急作業に関する協力
締結日	令和5年8月29日

イ 防災情報の発信 資料編
P119～122

協定名	災害時等における防災情報の発信に関する協定書
相手方	①長崎駅周辺まちづくり推進協議会 ②東京テレメッセージ株式会社
内容	次に掲げる事項について連携・協力する。 ・防災行政無線設備による防災情報の伝達 ・①の構成員が所有するデジタルサイネージ その他の情報発信設備による防災情報の発信 ・②が運用する280MHz帯の電波の使用
締結日	令和5年11月7日

2 (5) 所要の整備

- 各種統計データの時点修正
- 長崎市及び関係機関の組織、分掌事務の見直しに伴う修正
- その他所要の修正(字句等)